

## 三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書

本仕様書は、三重県（以下、「県」という。）が実施する太陽光発電設備等共同購入事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下、「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

### 1 事業名

三重県太陽光発電設備等共同購入事業

### 2 事業の目的

県では、令和5年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会をめざすとともに、2030年度における県の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組を進めている。

本事業は、太陽光発電設備及び蓄電池の導入に要する価格を低減することで、家庭や事業所における太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とする。

### 3 事業の実施場所

三重県内全域

### 4 事業の概要

#### （1）事業の概要と役割

本事業は、支援事業者が県内の太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図ることで、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業であり、県は、県が有する広報媒体（ホームページ、県の広報等）を活用して、本事業に関する広報等により、支援事業者の広報宣伝に協力する。

#### （2）事業の流れ

- ア 本事業の支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。
- イ 支援事業者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した要件に基づき入札資格を付与した施工事業者に設置予想戸数等の情報提供を行う。
- ウ 支援事業者は、入札資格を付与した施工事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関する入札を実施し、価格及びその他評価項目を総合的に判断して施工事業者を選定する。

エ 支援事業者は、施工事業者の選定後、購入希望者に対し見積書（概略）の提示を行う。

オ 支援事業者は、購入希望者の要望に応じて施工事業者に以下のことを実施させる。

- ・現地調査
- ・購入希望者に対する見積書（詳細）の提示
- ・太陽光発電設備等の購入意思の確認
- ・契約書の締結
- ・工事完了期限までに各種申請及び太陽光発電設備等設置

カ 支援事業者は、施工事業者の工事が適切に行われているか、状況調査等により施工管理を行う。

### （3）事業の実施時期（目安）

ア 購入希望者の募集は、毎年度5月末までに開始すること。

イ 施工事業者の決定は、毎年度6月末までに行うこと。

ウ 購入希望者がFIT制度またはFIP制度による売電を希望する場合には、当該年度の買取価格が適用されるよう、一般送配電事業者が定める期限までの接続契約及び資源エネルギー庁が定める期限までの認定申請を行うよう施工事業者を指導すること。

エ 毎年度3月22日までに本事業に係る実績報告書を県に提出すること。

## 5 支援事業者の責務

### （1）統括責任者の選任及び実施体制の構築

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業及び本事業に類似した事業※に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。

※太陽光発電システム及び蓄電池の発注から納品までの一連の事業

ウ 施工事業者及び県民等から問い合わせや苦情等に対応するためのコールセンターを設置すること。

エ 実施体制図（県、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成し、県に提出すること。

### （2）事業実施スケジュールの作成

ア 事業実施スケジュール表を毎年度作成し、県に提出すること。

イ 購入希望者がFIT制度またはFIP制度による売電を希望することを想定し、当該年度の買取価格の適用が可能なスケジュールとすること。

### （3）購入希望者に提供する太陽光発電設備等のプランの作成

ア 太陽光発電設備等の種類（単結晶、多結晶モジュール等）・組み合わせ（太陽光発電設備及び蓄電池、太陽光発電設備のみ、蓄電池のみ）や性能（変換効率・容量等）を示したプランを次の（ア）（イ）の内容により毎年度作成すること。

（ア）太陽光発電設備においては、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満であること。また、屋根への設置を原則とともに、地域の気象条件や塩害等を考慮した仕様のものを選定すること。

（イ）蓄電池においては、容量が20kWh未満のものを選定すること。また、災害（停電）時に宅内（事業所内）給電へ切り替える機能を有すること。

イ プランの詳細については、県と協議のうえ決定すること。

### （4）広報等

ア 広報計画を策定し、効果的な広報を行うこと。

イ 県広報誌及び地域情報誌等への広告掲載については、県と協議のうえ決定することとし、掲載に要する費用は支援事業者が負担すること。

ウ インターネットやSNS等を有効に活用すること。

エ 県や市町が行う広報に協力するものとし、広報用資料の提供や広報に関する提案を行うこと。

オ 購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。

カ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、事前に県の了解を得ること。

### （5）ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係るWebサイトの構築（PC及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。

イ Webサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Webサイトの構築、運用に必要なセキュリティ対策やライセンス契約等は、全て支援事業者の責任と負担において行うこと。

エ Webサイトは、あらかじめ県の承諾を得た内容とし、本事業以外の広告・宣传等は行わないこと。

オ インターネットやSNS等による広報について、どの広告・宣传媒体からアクセスされたかカウントできるよう構築するものとし、アクセス状況を県に報告すること。

### （6）施工事業者の選定等

ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により毎年度選定するものとし、その選定基準案を作成し、県と協議のうえ決定すること。

- イ 施工事業者の半数以上は、県内事業者（県内に本社を有する事業者）とするが、それ以外の事業者の場合は、下請等で県内事業者を多く使用する事業者が加点される選定基準とすること。
- ウ 施工事業者の公募は、支援事業者が構築した Web サイトで行い、入札資格の審査を行うこと。また、入札資格を付与した施工事業者による入札を行い、選定基準に基づき、価格及びその他評価項目を総合的に判断して施工事業者を決定すること。
- エ 入札価格は、機器費、施工費、官公庁等に対する手続き経費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとすること。
- オ 施工事業者が設置する太陽光発電設備は、JETPVm 認証や TUV 認証又はそれと同等の認証を取得しており、FIT 制度を適用するための太陽光発電パネル等の型式登録（A 登録）に登録されているものであること。
- カ 入札に参加する施工事業者は、下記の要件を満たす者であること。
- （ア）支援事業者と同一の事業者でないこと。
- （イ）財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得する等により確認を行うこと）。
- （ウ）建設業法の規定による電気工事業の許可を受けた建設業者であること。
- （エ）施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。
- （オ）施工を保証するものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。
- （カ）購入希望者が分割払いやローンを希望する場合には、信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。
- （キ）関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を順守すること。
- （ク）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- （ケ）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （コ）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- （サ）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- キ 入札結果（施工事業者名及び、その担当地域、製品メーカー名など）については、県へ報告を行い支援事業者のWebサイト等で公表すること。
- ク 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書には以下の内容を明記すること。
- （ア）手数料等を設定する場合は、その扱いに関すること
- （イ）工事完了期限及び完了報告に関すること
- （ウ）個人情報保護に関すること
- （エ）関係法令の遵守に関すること
- （オ）支援事業者と施工事業者の責任区分に関すること（購入希望者との間で発生したトラブル等（施工前、施工中、施工後）への対応に関する事項を含む）
- ケ 施工事業者より、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。
- コ 設備の引き渡し時において、施工事業者より購入希望者に対して取扱方法（通常時・停電時）、保守点検方法、故障の際の対応、廃棄等に関する説明を必ず行わせること。
- サ 施工（施工後も含む）に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者に報告させること。なお、施工事業者では対応できない場合には、支援事業者が責任をもって問題解決に当たること（施工後も含む）。
- シ 苦情やトラブル等については、上記サの記録を付して、速やかに県に報告すること。

#### （7）太陽光発電設備等の施工管理

- ア 支援事業者は、太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
- イ 施工事業者は、設置業務全般を監理するため、下記の条件を満たす者を施工管理責任者に選任すること。
- （ア）建設業法に規定する主任技術者（電気工事）相当の資格を有すること。
- （イ）太陽光発電設備等の施工業務に従事した経験が十分にあること。
- （ウ）業務の実施について専門的な知見を有すること。
- ウ 施工事業者は、現地施工における業務責任者を選任すること。

エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。なお、第三者機関は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 太陽光発電設備等の点検及び検査事業を行っている機関であること。
- (イ) 施工事業者と利害関係ないこと。
- (ウ) 検査を実施する検査員には、建設業法に規定する主任技術者（電気工事）相当の資格を有する者を選定すること。

#### (8) 問合せ対応

ア 問合せや苦情等に対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情等については、全てコールセンターで対応するとともに、対応の日時、場所、内容等を記録し、県に報告を行うこと。なお、工事の内容に関する問合せや苦情等については、施工事業者に速やかに報告し、対応させること。

ウ コールセンター職員に対する研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県及び市町に対する問合せ及び苦情があった場合についても、対応を行うこと。

カ 業務の実施について専門的な知見を有する者を業務責任者として選任し、コールセンターに配置すること。

#### (9) アンケート調査

ア 契約が成立した購入希望者を対象としたアンケート調査を実施すること。なお、調査票の作成、回収、集計は全て支援事業者が行うものとする。

イ 調査票の内容については、事前に県と協議し、決定すること。また、アンケートの回収率を上げるための工夫を行うこと。

#### (10) リスク管理

ア 事業実施に伴うリスクについては、支援事業者が全ての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

イ 支援事業者は、購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめたうえで、県に提出すること。

### 6 実績報告書等の提出

支援事業者は、以下の書類等を取りまとめ、毎年度3月22日までに県に提出するものとする。なお、協定期間の延長があった場合は、全ての工事完了後遅滞なく再度提出するものとする。

(1) 以下のアからオの内容を記載した実績報告書

- ア 購入希望者数及び契約数
  - イ 広報の実績
  - ウ アンケート集計結果
  - エ 市町別の設置実績（購入希望者数、契約数、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー及び蓄電池の各容量）
  - オ （施工事業者が県内事業者でない場合は）下請契約における県内事業者の使用実績等）
- （2）チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

## 7 その他

- （1）本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し、協議すること。
- （2）県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、速やかに報告すること。
- （3）支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- （4）支援事業者は、県の信用を損なう、または不名誉となるような行為を行わないこと。
- （5）支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。
  - ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。
  - イ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものではないこと。
- （6）支援事業者は、本業務に基づく活動において、県、施工事業者、購入希望者等から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- （7）その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議したうえで業務を進めること。
- （8）本業務で得た成果品及び著作権については、全て県に帰属するものとする。
- （9）本業務に係る一切の費用は、支援事業者が負担するものとする。
- （10）支援事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。
  - ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(11) 支援事業者が (10) のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。